

共生社会を目指して

障害のある方への主な福祉施策

市で行っている障害のある方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。なお、このほかにも受けられるサービスがありますので、詳細は市HPをご覧ください。▶障害福祉課☎①～③☎042－438－4035 ④⑥⑦☎042－438－4034 ⑤⑧☎042－438－4033

	事業	内容 ^{など}
① 助成	自動車燃料費の助成	※ ●身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方 ●身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方のために運転する同居家族がいる方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※タクシー料金の助成との併給不可
	タクシー料金の助成	※ 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費の助成との併給不可
	自動車運転教習費(第一種普通免許取得)の補助	運転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成 ※ 身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方 ※所得制限 ^{あり}
	自動車改造費の助成	就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 ※ 18歳以上で身体障害者手帳1・2級の上肢・下肢・体幹機能障害の方 ※所得制限 ^{あり}
② 手当	心身障害者福祉手当	※ 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	特別障害者手当	※ 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害が2つ以上重複している方 ^{など} ※所得超過者・施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているときなどは非該当
	障害児福祉手当	※ 20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度以上の身体障害、疾病・精神障害のある方 ※所得超過者・施設入所者・障害を事由とする公的年金を受けているときなどは非該当
	難病者福祉手当	※ 治癒が困難な疾病の治療中で、東京都難病医療費助成制度による特定医療費受給者証、医療券を所持している方および点頭てんかんにり患している方 ※所得超過者・施設入所者・心身障害者福祉手当受給者などは非該当
③ 医療	重度心身障害者手当	※ 重度の知的障害で常時複雑な配慮が必要な方、重度の知的障害と身体障害が重複する方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得超過者・施設入所者・病院等に3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	心身障害者医療費の助成	※ 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)の方、愛の手帳1・2度の方、精神保健福祉手帳1級の方 ※所得制限 ^{あり} ※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など該当する場合あり)・医療保険未加入などは対象外
	自立支援医療費(更生医療)支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費の一部を公費で負担 ※ 18歳以上の身体障害者手帳所持者 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
	自立支援医療費(精神通院)支給	精神疾患により医療機関に通院する際の医療費の一部を公費で負担 ※所得に応じた自己負担あり・一定所得以上の方は給付対象外の場合あり
④ 障害福祉サービス	難病医療費等の助成	国または東京都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担 ^{あり}
	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費の助成	都内在住者で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎の治療が必要と診断された方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じた自己負担 ^{あり}
	肝がん・重度肝硬変入院医療費助成	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん重度肝硬変で入院治療を受ける方の医療費の一部を助成
	原子爆弾被爆者援護	居住者変更届などの受理
	介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費等の支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給
	計画相談支援	上記サービスなどを利用するに当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を相談支援事業所が作成
	移動支援利用助成	※ 外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成
	生活サポート利用助成	※ 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成
	日中一時支援利用助成	※ 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場を確保するための費用の一部を助成
	地域活動支援センター(身体)利用助成	※ 地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成

事業		内容 ^{など}
⑤ 補装具・日常生活用具 ^{など}	補装具費の給付	※ 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・借り受け・修理費の一部を公費で負担 ※ 身体障害者手帳所持者・難病患者 ^{など}
	日常生活用具の給付	※ 在宅の重度の心身障害者(児)・難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修)の日常生活用具を給付 ※ 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者・難病患者 ^{など}
	住宅設備改善費の給付	※ 日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修 ^{など})を一定限度額内で給付 ※ 小学生以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者の方(65歳以上一部除外)
	家具等転倒防止器具の支給	※ 住宅内の家具の転倒防止器具を支給 ※ 身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上の方のみで構成される世帯(過去に本市の事業で取り付けをしていない世帯)
⑥ 介護・日常生活の援助	中等度難聴児補聴器購入費の助成	※ 言語取得やコミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 ※ 18歳未満で身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児
	手話通訳者派遣	意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣 ※ 聴覚および言語障害者
	要約筆記者派遣	意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣 ※ 聴覚障害者
	重度脳性麻痺者介護	生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) ※ 20歳以上の重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級の方(利用回数月12回 ^{まで})
⑦ 相談	心身障害者(児)施設緊急一時保護	※ 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊)
	巡回入浴サービス	巡回入浴車による入浴サービスを行う(週1回) ※ 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 ※介護保険対象者を除く
	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ※ 18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
	移送サービス	車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う(ハンディキャブけやき号) ※ 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 ※利用条件、運行範囲 ^{あり}
⑧ その他	障害者総合支援センター フレンドリー	相談支援センター・えぼっく ●身体障害・知的障害・精神障害に関する相談 (月)～(土)：午前9時～午後6時 ●発達相談に関する相談(予約制) (月)：午後1時～4時15分 ☎042－452－0075・FAX042－452－0076
		地域活動支援センター・ハーモニー 精神障害のある方で精神科に通院中の方の相談(継続利用は原則登録制) (月)・(火)・(木)・(金)：午前10時～午後7時30分 (水)：正午～午後6時、(土)：午前10時～午後6時 ☎042－452－2773・FAX042－452－2774
		障害者就労支援センター・一歩 障害のある方(障害種別は問いません)を対象とした、主に企業就労に関するご相談 (月)～(金)・第1(土)：午前9時～午後5時(面談は予約制) ☎042－452－0095・FAX042－452－0096
	地域活動支援センター・保谷障害者福祉センター 身体障害者・高次脳機能障害者を対象とした相談 (月)～(金)：午前9時～午後5時 ☎042－463－9861・FAX042－463－9862	
ヘルプマークの配布	地域活動支援センター・ブルーム 障害のある方(主に知的障害、発達障害の方)を対象とした相談 ※(日)・(月)・(祝)・年末年始は休み (火)・(木)・(金)：午前10時30分～午後6時30分 (水)・(土)：午前10時～午後5時30分 ☎042－452－3085・FAX042－452－3086	
	障害福祉課保谷庁舎窓口 障害福祉サービスなどに係る相談 ^{など} (月)～(金)：午前8時30分～午後5時 ☎042－438－4034・FAX042－423－4321	
	市役所内に手話通訳者の設置 市役所保谷庁舎および田無庁舎の障害福祉課に手話通訳者を設置 ※碗の場合は実施日が変更 保谷庁舎：毎月第1(水)午後1時～5時 田無庁舎：毎月第3(金)午後1時～5時	
	ヘルプカードの配布 障害のある方に、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件 ^{あり}	
ヘルプマークの配布	ヘルプマークの配布 内部障害など、外見からは障害があることが分かりにくい方が身に着けるためのヘルプマークを配布	
	障害者サポーター養成講座の開催(初級編・中級編) 初級編：ヘルプカード、ヘルプマークなどについての説明 ^{など} 中級編：障害そのものの理解や環境のあり方についての説明 ^{など} ※初級編受講者が対象です。 ※日程は、市報などでお知らせ	
	障害者スポーツ支援事業 障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に行う、スポーツレクリエーション活動 ※スポーツ障害保険料 ^{あり} 毎月1回・第3(土)：午前9時30分～11時30分(要申込) ☎042－424－7775・FAX042－439－4487	
	かわうそ水泳教室事業 指導員・補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど、水泳を通じたレクリエーション活動 ※「障害者水泳教室」から名称が変わりました。 毎月1回(7・8月は除く)・第4(土)：午後1時～2時30分 ☎042－425－0505・FAX042－425－0606	

※…支給要件や自己負担があります。詳細はお問い合わせください。
＊⑦の休館日などについては、各施設へお問い合わせください。